

平成十八年六月十三日受領
答弁第三〇三号

内閣衆質一六四第三〇三号

平成十八年六月十三日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出ノヴオ・オガリヨヴオにおけるプーチン・ロシア大統領の発言に関する質問に
対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出ノヴォ・オガリヨヴォにおけるプーチン・ロシア大統領の発言に関する質

問に対する答弁書

一について

在ロシア連邦日本国大使館は、平成十八年六月二日に御指摘の会見が行われる予定であることを、事前に承知していた。

二について

お尋ねのプーチン・ロシア連邦大統領の発言については、その速記録がロシア連邦大統領公式ホームページに掲載されており、この発言のうち、日露関係に関する部分の日本語仮訳は、次のとおりである。

「石川さん、私が申し上げなければならないのは、ロシアは何らかの島を返さなければならないと考えたことは全く一度もなかったということである。しかし、交渉過程において、我々は、千九百五十六年に我々の日本の同僚達に歩み寄り、あなたが今言及された、有名な宣言の文言を調整した。そこには、確かに、二島の日本への引渡しについて言及されているが、いかなる条件であるか、また、どちらの主権の下であるかについては言及されていない。これらはすべて、宣言の起草者達が未解決のままにしておいた問

題である。宣言が、ソ連邦の最高会議によっても、日本の国会によっても批准されたということに注意を喚起したい。しかしその後、日本は、自らその文書署名の主唱者であったにもかかわらず、一方的に、事実上この宣言を履行することを拒否した。

数年前、またもや日本側の提案によつて、我々は、この宣言に立ち戻つた。私は、私の同僚の一人による質問をほとんど一言一句再現することができる。「ロシアは五十六年の宣言に立ち戻ることには同意しませんか。」というものである。熟考し、ここで国内における一連の協議を行った後、我々は、再び日本のパートナー達に歩み寄つた。我々は、「我々にはその用意がある。」と言つた。そしてしばらく後、日本はそれを欲していないということを耳にした。そうであれば、なぜ、宣言に立ち戻る必要があるという問題を提起したのか。

我々は、そもそもここで状況を劇化するつもりは全くない。日本は、我々にとつて非常に重要なパートナーである。そして、年次教書演説で日本に言及しなかつたことが、ただ残念であると言える。これは私の間違いであつた。加えて、日本は、今日重要なパートナーであるのみならず、ロシアにとつて非常に将来性のあるパートナーである。我々は、過去から依然として残されているすべての問題が解決されること

を望んでいる。そして、我々は、これらの諸問題を解決する方途を模索していく。」

三について

御指摘の公電は、平成十八年六月三日午前三時頃に外務本省において受信した。

四について

御指摘の「これまで日露両国間でなされた平和条約交渉における合意と合致している」の意味が明らかではないこともあり、外務省としてお答えすることは困難である。

五について

平成十八年六月五日、ロシア連邦外務省に対して、二について述べたプーチン・ロシア連邦大統領の発言について、北方領土問題に関する我が国の立場を申し入れた。